

第2次町田市福祉のまちづくり推進計画の策定について

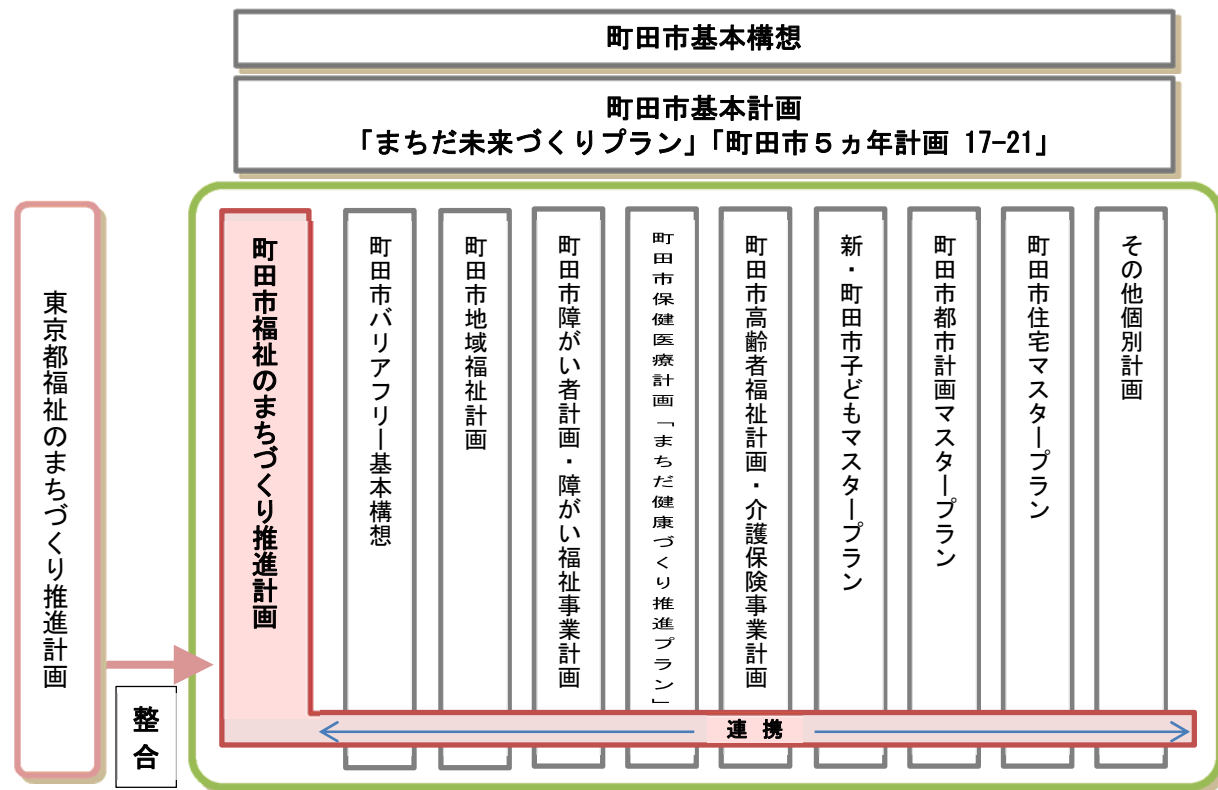
2017年3月13日、14日
行政報告資料
地域福祉部福祉総務課

1. 目的

- ・福祉のまちづくりとは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境の整備を目指すものです。
- ・この計画は、福祉のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

2. 位置づけ

- ・条例に基づく計画として位置づけます。
町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置づけます。
- ・町田市基本構想・基本計画に基づく個別計画とします。
ユニバーサルデザインの理念に基づき、市の基本構想、基本計画（「まちだ未来づくりプラン」、 「町田市5ヵ年計画 17-21」）及び関連する個別計画と連携、調整を図ります。



3. 計画の期間

- ・第3次地域福祉計画との連携を図るため2017年度～2020年度の4ヵ年計画とします。

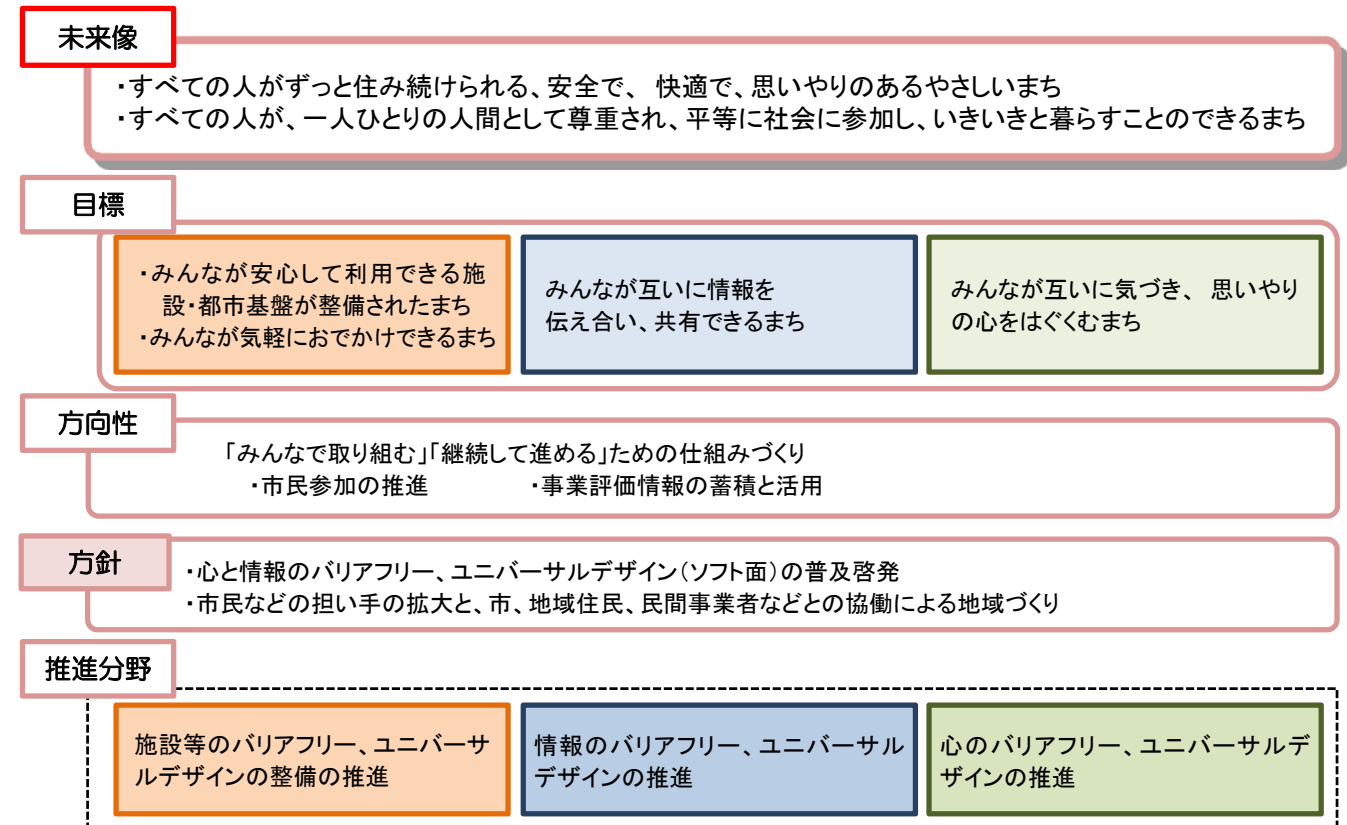


4. 第2次計画の方針と計画の全体像

○第2次計画の方針

- ・各地域の方々の生活や活動と密接に関係する「地域福祉計画」や「バリアフリー基本構想」と連携し、また2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック等を視野に入れ、若い世代をはじめ多様な人々へのバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する普及啓発や市民協働による地域づくり、担い手育成の拡大を目指します。

○計画の全体像



5. 3つの推進分野と29の推進事業

- 計画の実行においては、総合的に施策を展開するため、「施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進」、「情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」、「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」の3つの「推進分野」と次に掲げる29の推進事業を定めます。

推進分野	推進事業（◆：重点事業）
1. 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進	◆ (1)バリアフリー基本構想の進行管理事業
	(2)福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度普及啓発事業
	(3)市の新築建築物のユニバーサルデザインによる整備事業
	(4)市の既存建築物のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
	(5)バリアフリー化整備資金に係る利子助成事業
	(6)住宅改修工事助成事業(バリアフリー化工事)
	(7)住宅改修アドバイザー派遣事業
	(8)共同配車センターの運営補助事業
	(9)地域コミュニティバスの運行補助事業
	(10)歩道のバリアフリー改善整備(歩道整備)
	(11)無電柱化推進事業
	(12)歩道舗装補修事業
	(13)公園等における市民活動団体等の育成事業
	(14)自転車等駐車場の整備事業
	(15)公共トイレ計画推進事業
2. 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◆ (16)市からの情報発信のバリアフリー化推進事業
	(17)手話通訳者・要約筆記者の派遣事業
	(18)「高齢者のための暮らしのてびき」作成
	(19)「障がい者サービスガイドブック」の作成
	(20)「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信
	(21)「みんなのおでかけマップ」の整備事業
	(22)町田駅周辺駐輪場マップの作成
3. 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◆ (23)心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発事業
	(24)「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業
	(25)市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進
	(26)交通安全教育の実施
	(27)「まちだの福祉」講座運営事業
	(28)「障がい者青年学級」運営事業
	(29)市職員の心のバリアフリー研修事業

6. 推進体制

○町田市福祉のまちづくり推進協議会

【位置づけ、構成】

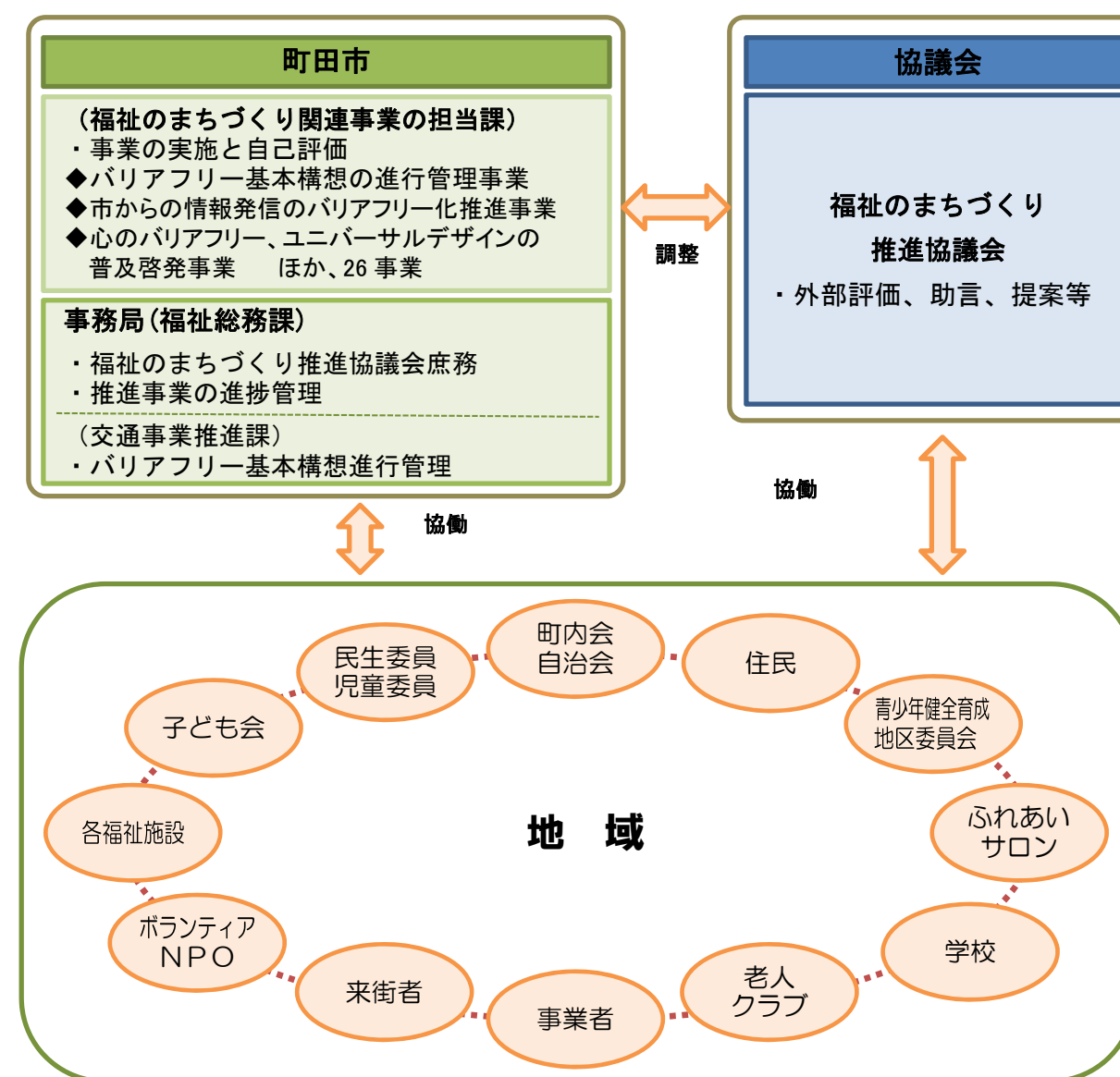
「町田市福祉のまちづくり推進協議会」（以下「協議会」といいます。）は、福祉のまちづくりの推進に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置される機関です。事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員により構成されています。

○庁内（町田市）

各事業担当課はスパイラルアップを図りながら事業の改善を行います。必要に応じて関連部署と連携し事業を推進します。福祉総務課は、協議会庶務及び推進事業の進捗管理を行います。

○取組主体間のネットワークの形成

計画の着実な推進のためには、庁内組織だけでなく、市内の各主体による連携が必要となります。「市民」「団体」「事業者」「関係機関」など、各実施主体によるネットワークの形成をめざし、相互に連携、協働して、福祉のまちづくりの推進に取り組みます。



推進分野1 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備の推進

重点

1 バリアフリー基本構想の進行管理事業

担当課：交通事業推進課

《目的》

- ・高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が安心して移動できる環境の整備促進を図ります。
- ・ハード・ソフト両面の政策を充実させ、高齢者や障がい者をはじめとするすべての人が暮らしやすい、ユニバーサル社会の実現を図ります。

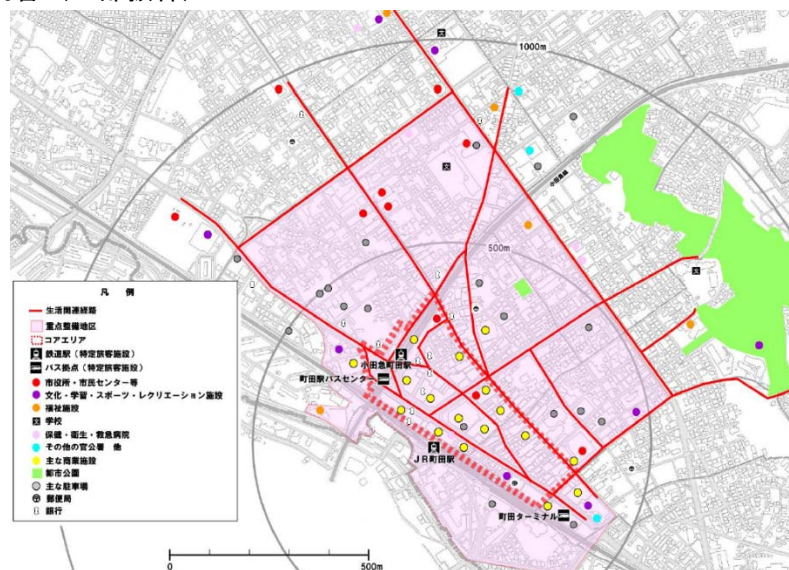
《推進の取組内容》

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき策定された、市内10地区のバリアフリー基本構想の進行管理を行います。
- ・バリアフリー基本構想に基づき作成され、各事業者の具体的な事業内容を示した特定事業計画の進行管理を行います。

実施目標	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想の進行管理 ・特定事業計画の進行管理 			

【町田駅周辺における重点整備地区・生活関連経路】

◆事業内容（一部抜粋）



このような整備を行いました。

バリアフリー基本構想に基づき、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめとする多様な人が利用する鉄道駅周辺の交通の円滑化を促進するため、エレベーターの設置をすすめてきました。

【取組事例】



◆2014年度に完成した町田駅前デッキのエレベーター



◆多摩境駅前広場のエレベーター イメージ図

推進分野2 情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

21 「みんなのおでかけマップ」の整備事業

担当課：福祉総務課

《目的》

- ・高齢者、障がい者及び子育て世代などの外出に必要な情報を提供し、外出支援、社会参加の促進に寄与することを目指します。

《推進の取組内容》

- ・各施設の整備状況の調査に基づき、情報の更新及び拡充を行い、冊子「みんなのおでかけマップ」として情報提供します。
- ・「公共トイレマップ」（環境保全課）など、市で発行する関連する情報誌との連携を図ります。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の更新・拡充 ・市民への配布（10,000部） ・掲載内容・形態の随時見直し 			

【取組事例】

◆「みんなのおでかけマップ」

みんなのトイレ、車いす対応駐車区画、子育て対応設備、オストメイト対応設備などが整備された施設など外出支援情報が掲載されたバリアフリー情報冊子です。市役所、市民センターなどで配布しています。



推進分野3 心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

24 「心のバリアフリーハンドブック」の活用事業

担当課：福祉総務課

《目的》

- ・思いやりの心を醸成し、みんなが互いに支えあうやさしいまちを目指します。

《推進の取組内容》

- ・市立小学校4年生の児童全員に「心のバリアフリーハンドブック」を毎年配布します。
- ・市民が参加するイベントや講演会などで配布し、心のバリアフリーの周知・啓発を進めます。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施 目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市立小学校4年生への配布 ・市民参加のイベント・講演会などでの配布、活用 			

【心のバリアフリーハンドブック】

◆主に障がいへの理解を深めるための入門書です。2008年の改訂を経て、心のバリアフリーの普及・啓発のため、小学校の授業や職員研修などで活用されています。

